

宇部市水道局使用水量の認定に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、宇部市水道条例（昭和 35 年条例第 36 号）第 27 条及び宇部市水道条例施行規程（令和 4 年水道事業管理規程第 46 号。以下「規程」という。）第 23 条の規定による使用水量の認定について、業務の適正な執行を図ることを目的として必要なことを定めるものとする。

(使用水量の減量認定)

第 2 条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合、その使用水量を減量認定の対象とすることができる。なお、使用水量減量の算定方法は、別表のとおりとする。

（1）使用者が善良な管理をした上で発見困難な次の漏水については、1 期分に限り減量認定することができる。ただし、減量認定を行った後に 1 年を経過せずに同一栓号で漏水が発生した場合は、減量認定を行わない。

ア 地下漏水

イ メーター取付け後 3 月を超えたメーターユニオンからの漏水
ウ 管理者が特別の理由により減量認定が適当と認めたもの

（2）メーター取付け後 3 月以内のメーターユニオンからの漏水

（3）配水管工事等に伴う錆水放水の場合

（4）公共の消防用として使用した場合

（5）メーターに異常があると認めたとき。

（6）凍結破損による漏水

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しないものとする。ただし、前項第 6 号は、別に定める宇部市水道局凍結破損に伴う使用水量に関する基準によるものとする。

（1）漏水の発見が容易であったにもかかわらず放置していたとき。

（2）給水装置等の修理請求を怠っていたとき。

（3）給水装置等を故意又は過失破損させたとき。

（4）給水装置の無届、違反工事等に起因するとき。

（5）水洗、給水栓等の地上設備部分及び受水槽以下の漏水

（6）規程第 9 条による工事しゅん工後 1 年以内の漏水

(申請等)

第3条 前条第1項各号の減量認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、漏水修理請求書等による確認又は修理した業者の証明若しくは修理した事実を証明する領収書の写し等を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、申請者から前項に規定する申請書等の提出を受けたときは、速やかに当該申請の内容について審査し、減量認定の可否を決定するものとする。

3 管理者は、申請者が虚偽の申請又はその他不正な方法により減量認定の決定を受けたときは、直ちに減量認定の決定を取り消すものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか減量認定に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局使用水量及び汚水排出量の認定に係る要綱の廃止)

2 宇部市上下水道局使用水量及び汚水排出量の認定に関する要綱(平成27年上下水道局要綱)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に宇部市上下水道局使用水量及び汚水排出量の認定に関する要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (第一次改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) 第2条関係

減量認定の対象	減量する水量	減量する排除汚水量
発見困難な漏水	検針水量のうち認定水量を超える水量 (認定水量の求め方) 検針水量… A 推定使用量(基礎水量)… B ※1 推定水量… A - B イ 0 < (A - B) / B < 1 のとき 認定水量 = B + (A - B) / 2 ロ 1 ≤ (A - B) / B < 9 のとき 認定水量 = A / 5 + 1.1 B ハ 9 ≤ (A - B) / B のとき 認定水量 = 3.1 B ニ その他 ※2	推定使用量を超える水量
メーター取付け後3月以内のメーターユニオンからの漏水	推定使用量を超える水量	推定使用量を超える水量
配水管工事等に伴う錆水放水	錆水放水量	錆水放水量
公共の消防用	公共の消防用として使用したと認められる水量	公共の消防用として使用したと認められる水量
メーターに異常があると認めたとき	推定使用量を超える水量 ※3	推定水量を超える水量 ※3
凍結破損による漏水	発見困難な漏水の減量水量基準に準ずる(ただし、減量対象については別に定める)	推定使用量を超える水量
給水栓等の地上設備部分	なし	推定使用量を超える水量

(別表ただし書き)

※1 規程第23条による。ただし、1月の基礎水量が10 m³未満の場合は、10 m³とする。

※2 前式による算出が不相当と認められる場合は、その都度決定する。

※3 異常水量の3期分を限度とする。